

## 第2節 一般廃棄物

### 1 県内におけるごみ処理

#### (1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと、事業活動に伴って発生するごみのうちの産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

##### ○ごみの総排出量

令和2年度における県内のごみの総排出量は、477,063 t（1,307 t/日）となっており、そのうち、452,028 t（1,238 t/日）が計画収集、24,892 t（68 t/日）が直接搬入され、143 t（0 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は881 g/人・日で、前年度の889 g/人・日とほぼ横ばいとなった。

また、その他に、2 tのごみが自家処理されている。

（表2-1、図2-1、図2-2）

##### ○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。総処理量は、467,693 tで処理の内訳としては、390,010 t（83.4%）が焼却施設で直接焼却、1,358 t（0.3%）が直接最終処分され、直接資源化17,980 t（3.8%）、その他58,345 t（12.5%）が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は77,734 t（リサイクル率16.6%）、総最終処分量は28,138 t（最終処分率5.9%）となっている。

（表2-2、表2-3、表2-4、図2-3、図2-4、図2-5、図2-6、図2-7）

#### (2) ごみの形態別収集量・率

令和2年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが67.1%（うち直営5.5%、委託61.6%）で、許可業者によるものが32.8%となっている。（表2-5）

表2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	<b>432,156</b> <b>(1,184)</b>	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	<b>957</b>
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	<b>440,409</b> <b>(1,207)</b>	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	<b>971</b>
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	<b>452,864</b> <b>(1,237)</b>	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	<b>991</b>
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	<b>462,997</b> <b>(1,268)</b>	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	<b>1,010</b>
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	<b>482,203</b> <b>(1,321)</b>	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	<b>1,044</b>
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	<b>495,412</b> <b>(1,357)</b>	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	<b>1,063</b>
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	<b>491,387</b> <b>(1,343)</b>	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	<b>1,043</b>
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	<b>497,398</b> <b>(1,363)</b>	544 (1)	<b>497,942</b> <b>(1,364)</b>	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	<b>1,052</b>
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	<b>499,190</b> <b>(1,368)</b>	1,393 (4)	<b>500,583</b> <b>(1,371)</b>	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	<b>1,048</b>
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	<b>508,314</b> <b>(1,393)</b>	304 (1)	<b>508,618</b> <b>(1,393)</b>	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	<b>1,060</b>
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	<b>512,505</b> <b>(1,400)</b>	315 (1)	<b>512,820</b> <b>(1,401)</b>	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	<b>1,057</b>
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	<b>506,733</b> <b>(1,388)</b>	30 (0)	<b>506,763</b> <b>(1,388)</b>	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	<b>1,038</b>
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	<b>491,906</b> <b>(1,348)</b>	216 (1)	<b>492,122</b> <b>(1,348)</b>	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	<b>1,001</b>
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	<b>490,590</b> <b>(1,344)</b>	1,722 (5)	<b>492,312</b> <b>(1,349)</b>	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	<b>991</b>
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	<b>486,704</b> <b>(1,330)</b>	911 (2)	<b>487,615</b> <b>(1,332)</b>	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	<b>974</b>
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	<b>464,421</b> <b>(1,272)</b>	521 (1)	<b>464,942</b> <b>(1,274)</b>	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	<b>925</b>
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	<b>462,351</b> <b>(1,267)</b>	2,551 (7)	<b>464,902</b> <b>(1,274)</b>	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	<b>914</b>
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	<b>463,112</b> <b>(1,269)</b>	304 (1)	<b>463,416</b> <b>(1,270)</b>	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	<b>912</b>
" 19	433,711 (1,185)	20,167 (55)	4,610 (13)	<b>458,488</b> <b>(1,253)</b>	4 (0)	<b>458,492</b> <b>(1,253)</b>	46,039 (126)	1,396,514	1,396,502	<b>897</b>
" 20	406,206 (1,113)	17,375 (48)	1,054 (3)	<b>424,835</b> <b>(1,163)</b>	14 (0)	<b>424,649</b> <b>(1,164)</b>	38,339 (105)	1,399,376	1,399,366	<b>831</b>
" 21	409,305 (1,121)	17,095 (47)	865 (2)	<b>427,265</b> <b>(1,171)</b>	12 (0)	<b>427,277</b> <b>(1,171)</b>	35,434 (97)	1,407,522	1,407,514	<b>832</b>
" 22	411,552 (1,128)	18,488 (51)	926 (3)	<b>430,966</b> <b>(1,181)</b>	10 (0)	<b>430,976</b> <b>(1,181)</b>	32,034 (88)	1,415,596	1,415,585	<b>834</b>
" 23	420,846 (1,150)	20,471 (56)	815 (2)	<b>442,132</b> <b>(1,208)</b>	9 (0)	<b>442,141</b> <b>(1,208)</b>	26,671 (73)	1,425,622	1,425,610	<b>847</b>
" 24	426,737 (1,169)	20,348 (56)	436 (1)	<b>447,521</b> <b>(1,226)</b>	6 (0)	<b>447,527</b> <b>(1,226)</b>	27,066 (74)	1,436,911	1,436,886	<b>853</b>
" 25	417,626 (1,144)	18,328 (50)	474 (1)	<b>436,428</b> <b>(1,196)</b>	6 (0)	<b>436,434</b> <b>(1,196)</b>	26,242 (72)	1,441,361	1,441,332	<b>830</b>
" 26	425,218 (1,165)	20,800 (57)	443 (1)	<b>446,461</b> <b>(1,223)</b>	6 (0)	<b>446,467</b> <b>(1,223)</b>	28,018 (77)	1,449,332	1,449,292	<b>844</b>
" 27	426,843 (1,166)	21,184 (58)	505 (1)	<b>448,532</b> <b>(1,225)</b>	7 (0)	<b>448,539</b> <b>(1,226)</b>	26,946 (74)	1,456,739	1,456,703	<b>841</b>
" 28	433,713 (1,188)	21,923 (60)	531 (1)	<b>456,167</b> <b>(1,246)</b>	5 (0)	<b>456,172</b> <b>(1,246)</b>	28,363 (77)	1,464,056	1,464,028	<b>854</b>
" 29	442,937 (1,214)	21,311 (58)	931 (3)	<b>465,179</b> <b>(1,274)</b>	336 (1)	<b>465,515</b> <b>(1,275)</b>	28,297 (78)	1,468,395	1,468,374	<b>868</b>
" 30	451,343 (1,237)	23,616 (65)	535 (1)	<b>475,494</b> <b>(1,303)</b>	5 (0)	<b>475,499</b> <b>(1,303)</b>	29,041 (80)	1,473,076	1,473,058	<b>884</b>
令和元	456,211 (1,246)	24,353 (67)	790 (2)	<b>481,354</b> <b>(1,315)</b>	5 (0)	<b>481,359</b> <b>(1,315)</b>	31,715 (87)	1,478,957	1,478,951	<b>889</b>
" 2	452,028 (1,238)	24,892 (68)	143 (0)	<b>477,063</b> <b>(1,307)</b>	2 (0)	<b>477,065</b> <b>(1,307)</b>	28,138 (77)	1,483,600	1,483,593	<b>881</b>

注)・「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」=「計画収集量」+「直接搬入量」+「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」=「ごみ総排出量」+「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷(計画収集人口+自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

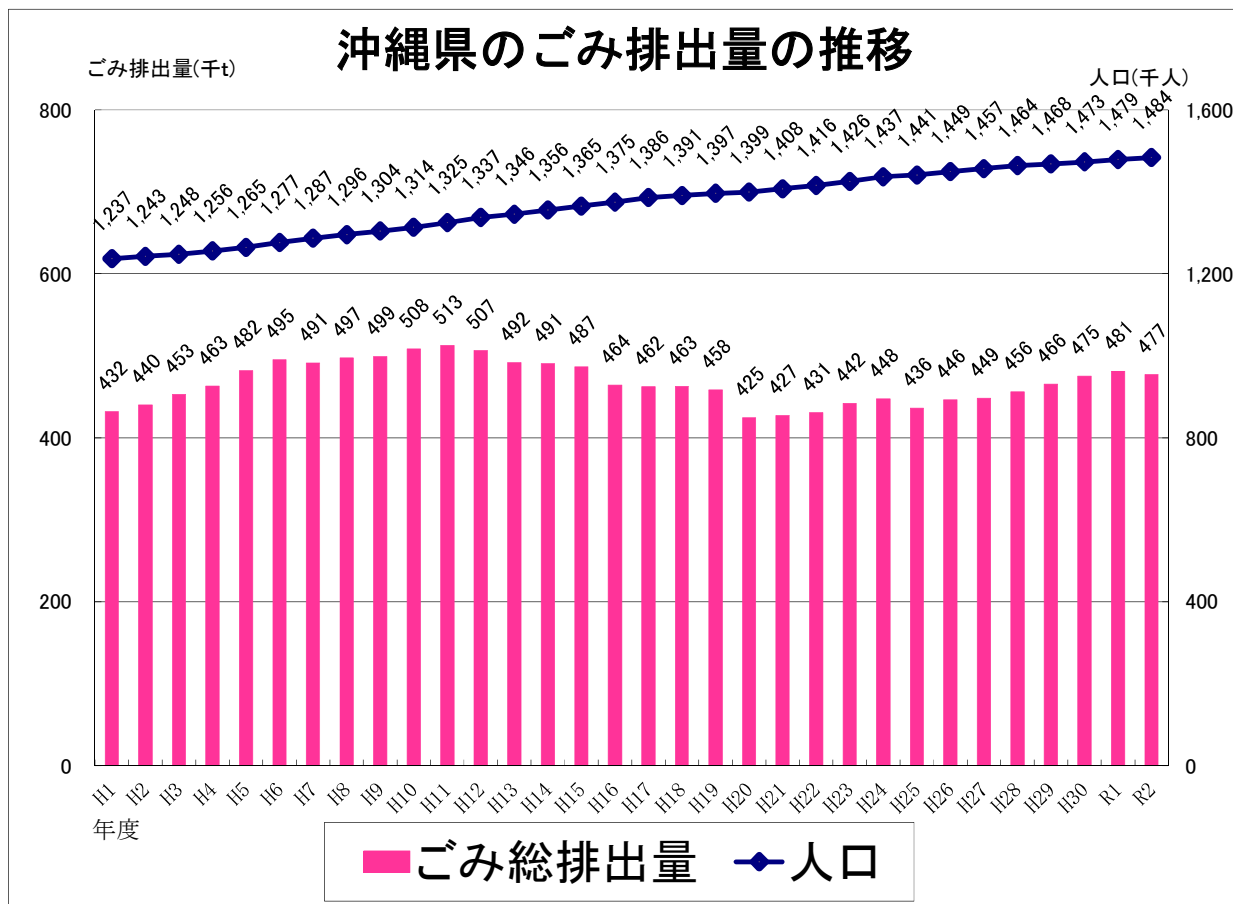


図2-1 ごみ総排出量の推移

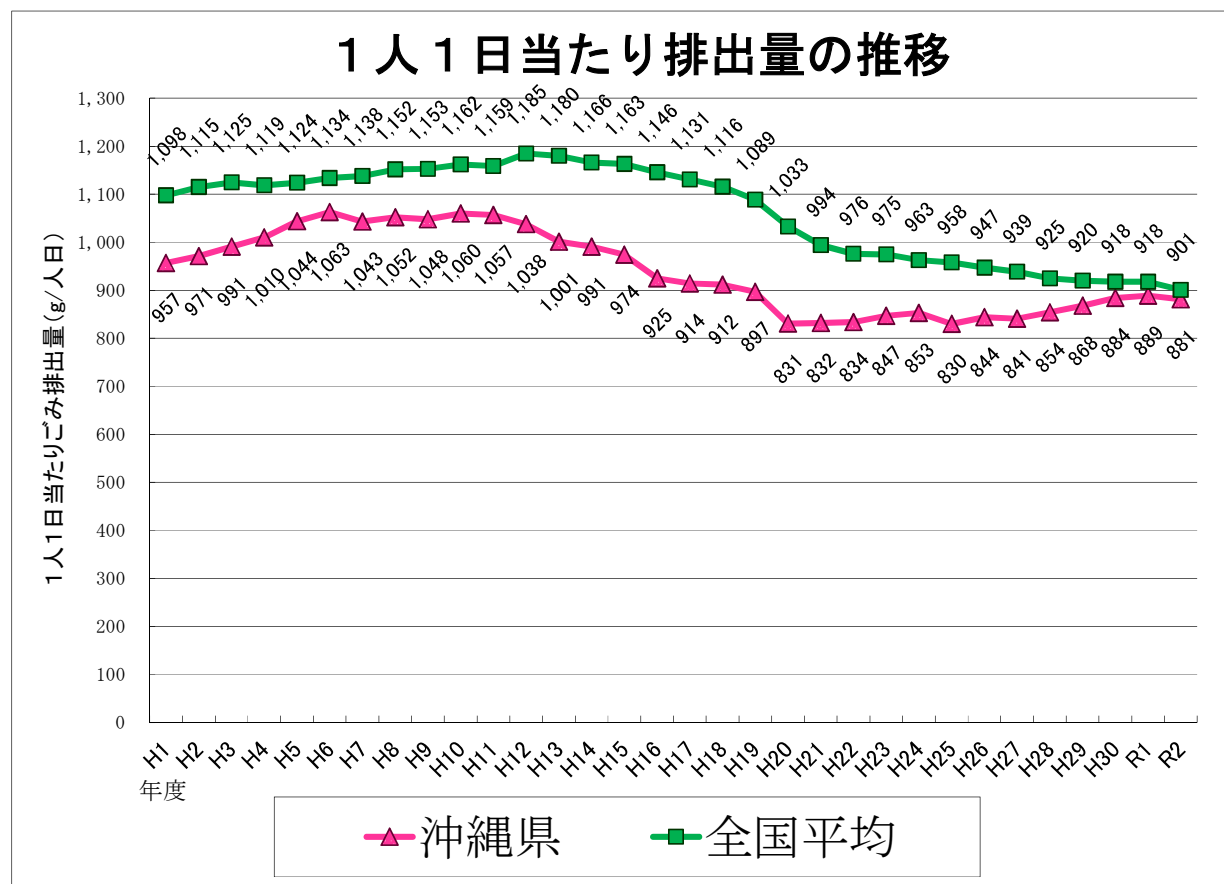


図2-2 1人1日当たり排出量の推移

表 2-2 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	中間 処理率
平成11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%
" 19	453,878 (1,240.1)	382,878 (1,046.1)	6,762 (18.5)	53,624 (146.5)	10,614 (29.0)	98.5%
" 20	419,763 (1,150.0)	365,132 (1,000.4)	3,708 (10.2)	42,832 (117.3)	8,091 (22.2)	99.1%
" 21	423,960 (1,161.5)	364,026 (997.3)	2,712 (7.4)	48,465 (132.8)	8,757 (24.0)	99.4%
" 22	428,630 (1,174.3)	371,167 (1,016.9)	3,066 (8.4)	47,715 (130.7)	6,682 (18.3)	99.3%
" 23	440,324 (1,203.1)	373,438 (1,020.3)	2,555 (7.0)	56,723 (155.0)	7,608 (20.8)	99.4%
" 24	444,621 (1,218.1)	378,930 (1,038.2)	2,350 (6.4)	54,982 (150.6)	8,359 (22.9)	99.5%
" 25	435,988 (1,194.5)	375,376 (1,028.4)	2,915 (8.0)	49,455 (135.5)	8,242 (22.6)	99.3%
" 26	444,189 (1,217.0)	382,778 (1,048.7)	2,131 (5.8)	51,324 (140.6)	7,956 (21.8)	99.5%
" 27	445,323 (1,216.7)	383,532 (1,050.8)	2,360 (6.5)	51,359 (140.7)	8,072 (22.1)	99.5%
" 28	456,499 (1,247.3)	389,404 (1,066.9)	2,764 (7.6)	55,579 (152.3)	8,752 (24.0)	99.4%
" 29	461,106 (1,263.3)	394,273 (1,080.2)	2,847 (7.8)	56,034 (153.5)	7,952 (21.8)	99.4%
" 30	472,200 (1,293.7)	404,876 (1,109.2)	1,321 (3.6)	57,156 (156.6)	8,847 (24.2)	99.7%
令和元	482,468 (1,318.2)	407,076 (1,112.2)	1,164 (3.2)	61,078 (166.9)	13,150 (35.9)	99.8%
" 2	467,693 (1,281.4)	390,010 (1,068.5)	1,358 (3.7)	58,345 (159.8)	17,980 (49.3)	99.7%

注) ・ 直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。  
 ・ 「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量  
 ・ 中間処理率 = ((直接焼却量) + (焼却以外の中間処理量) + (直接資源化量)) ÷ (ごみの総処理量) × 100

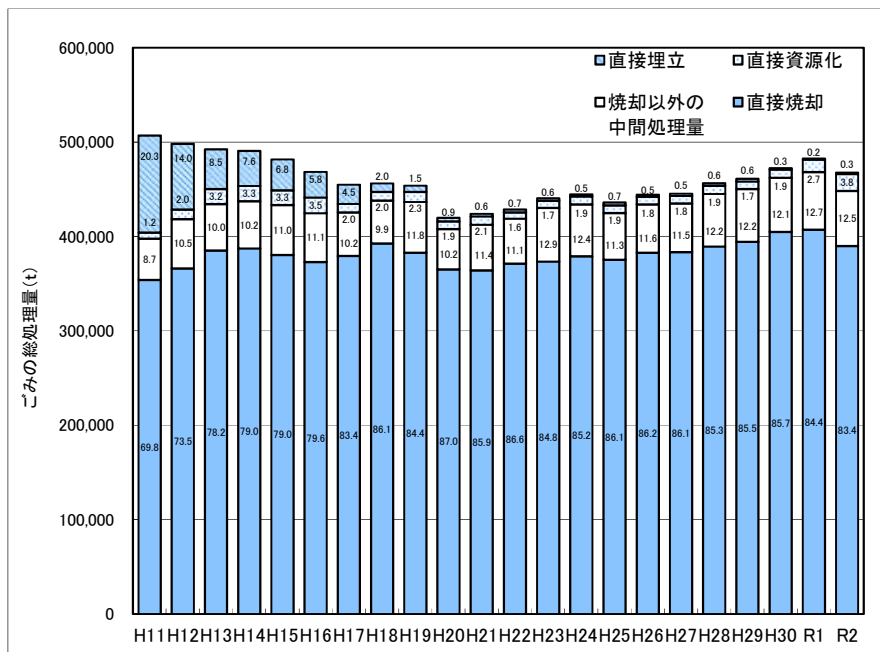


図 2-3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す



表2-3 総資源化量とリサイクル率の推移

年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
市町村等によるごみの資源化量	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527	57,689	50,647	57,143	53,488	66,916	63,668	66,132	64,741	65,118	66,110	69,989	64,808	69,134	77,591
中間処理後再生利用量	21,591	24,868	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437	47,075	42,556	48,386	46,806	59,308	55,309	57,890	56,785	57,046	57,358	62,037	55,961	55,984	59,611
直接資源化量	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090	10,614	8,091	8,757	6,682	7,608	8,359	8,242	7,956	8,072	8,752	7,952	8,847	13,150	17,980
資源化量合計	33,336	40,567	54,325	56,014	56,415	58,339	54,672	62,299	62,395	51,701	58,008	54,414	67,731	64,104	66,606	65,184	65,623	66,641	70,920	65,943	69,924	77,734
ごみの総処理量	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	453,706	419,763	423,960	430,040	441,317	444,621	435,988	444,189	445,323	456,499	461,106	472,200	482,468	467,693	467,693
ごみの総排出量	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	463,112	458,488	424,635	427,265	430,966	442,132	447,521	436,428	446,461	448,532	456,167	475,494	481,354	477,063	477,063
リサイクル率(%)<沖繩県>	6.5%	8.0%	11.0%	11.4%	11.6%	12.6%	11.8%	13.5%	13.6%	12.3%	13.7%	12.7%	15.4%	14.4%	15.3%	14.7%	14.6%	14.6%	15.3%	13.8%	14.5%	16.6%
リサイクル率(%)<全国>	13.1%	14.3%	15.0%	15.9%	16.8%	17.6%	19.0%	19.6%	20.3%	20.3%	20.5%	20.8%	20.4%	20.4%	20.6%	20.6%	20.6%	20.3%	20.2%	19.9%	19.6%	20.0%

注) ・「中間処理後再生利用量」とは、焼却、破砕等の中間処理を行った後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。  
 ・「資源化量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をいい、ごみの総排出量に含めていない。  
 ・リサイクル率(%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]

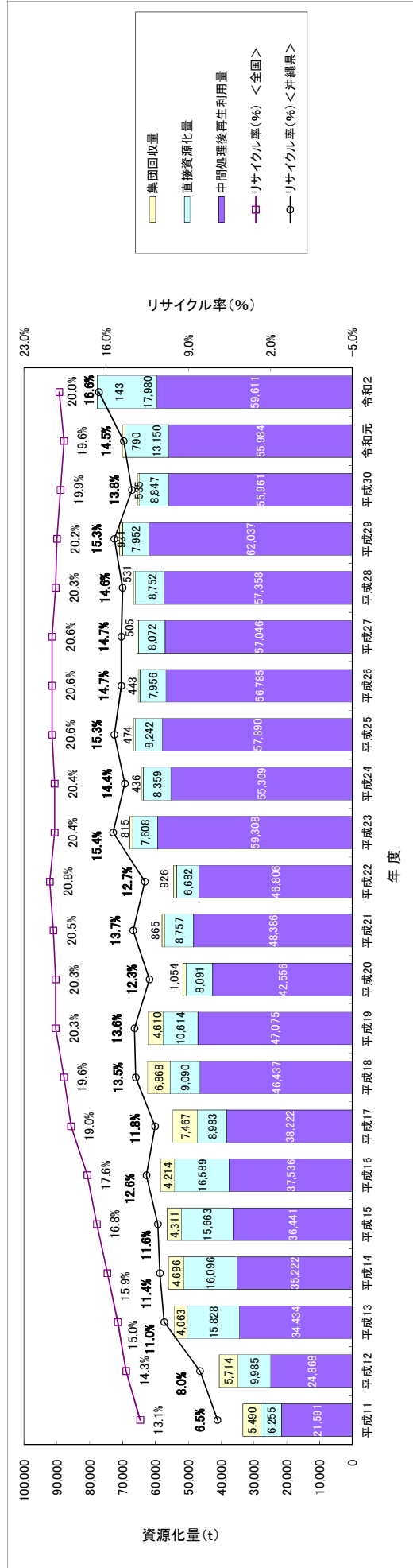


図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表 2-4 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H11	103	55	12	170	513	33.6	21.3
H12	70	55	9	134	507	26.8	20.2
H13	42	50	8	100	492	20.4	19.2
H14	37	47	7	91	491	18.7	17.6
H15	33	48	6	87	487	17.9	16.4
H16	27	43	5	75	464	16.4	16.0
H17	20	34	5	59	462	12.9	14.7
H18	9	34	4	47	463	10.4	13.9
H19	7	33	6	46	454	10.1	13.3
H20	4	31	4	38	420	9.1	12.3
H21	3	29	4	35	423	8.3	11.0
H22	3	26	3	32	430	7.4	10.7
H23	3	21	3	27	441	6.0	10.6
H24	2	22	3	27	445	6.0	10.3
H25	3	21	3	26	436	6.0	10.1
H26	2	24	2	28	444	6.3	10.3
H27	2	22	3	27	445	6.0	10.0
H28	3	22	3	28	456	6.2	9.7
H29	3	23	3	28	461	6.1	9.5
H30	1	24	4	29	472	6.1	9.4
R1	1	27	4	32	482	6.6	9.3
R2	1	25	2	28	468	5.9	9.1

※最終処分率=最終処分量/(計画収集量+直接搬入量)×100

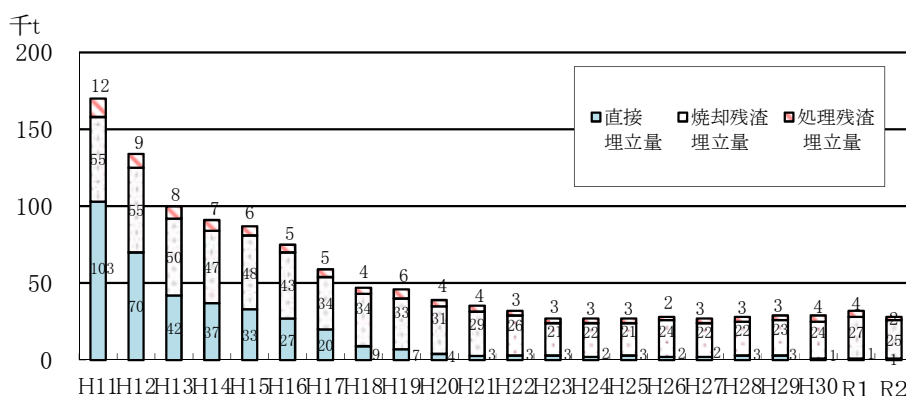


図 2-6 最終処分量の推移

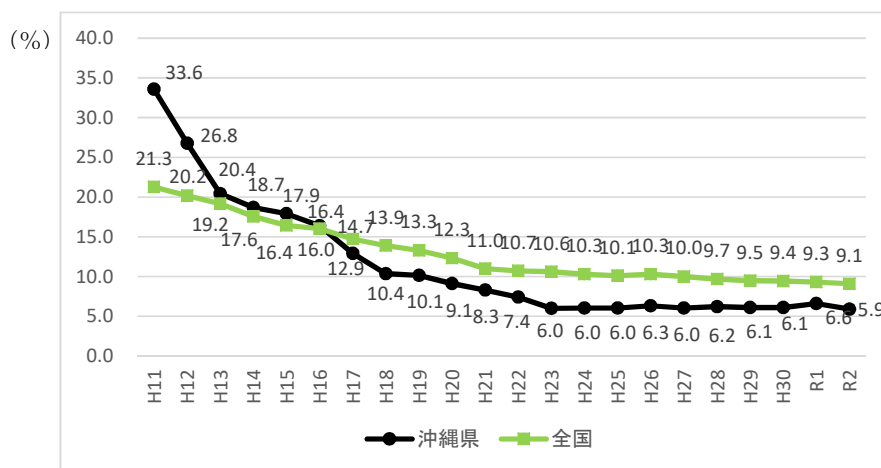


図 2-7 最終処分率の推移

表 2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成22		平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		
	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	30,380	7.4%	30,462	7.2%	23,968	5.6%	22,267	5.3%	22,894	5.4%	19,075	4.5%
	委託	235,931	57.3%	242,561	57.6%	252,052	59.1%	241,952	57.9%	246,572	58.0%	247,769	58.0%
許可業者に よるもの		145,241	35.3%	147,823	35.1%	150,717	35.3%	153,407	36.7%	155,752	36.6%	159,999	37.5%
計		411,552	100.0%	420,846	100.0%	426,737	100.0%	417,626	100.0%	425,218	100.0%	426,843	100.0%

区分	平成28		平成29		平成30		令和元		令和2		
	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	
地方公共 団体に よるもの	直営	19,851	4.6%	25,198	5.7%	21,998	4.9%	20,848	4.6%	24,964	5.5%
	委託	251,407	58.0%	250,878	56.6%	258,719	57.3%	263,730	57.8%	278,631	61.6%
許可業者に よるもの		162,455	37.5%	166,861	37.7%	170,626	37.8%	171,633	37.6%	148,433	32.8%
計		433,713	100.0%	442,937	100.0%	451,343	100.0%	456,211	100.0%	452,028	100.0%

注) 粗大ごみの計画収集量も含む



## 2 県内におけるし尿の処理

### (1) し尿処理の状況

くみ取りし尿、浄化槽汚泥は、市町村、許可業者等により収集され、主に市町村等が設置するし尿処理施設で処理される。

#### ○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向にあり、令和2年度は83,379人となり、総人口の5.6%を占めている。

（表2-6、図2-8）

#### ○し尿の収集状況（1日当たり）

令和2年度に県内で排出されたし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり448.4 kℓとなっている。そのうち、448.4 kℓ（約100%）が計画収集されている。

なお、し尿の計画収集量は減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。

（表2-7）

#### ○し尿の処理状況（1日当たり）

令和2年度に県内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり341.5 kℓがし尿処理施設で処理され、20.0 kℓが農地還元、57.1 kℓが下水道投入され、29.8 kℓがその他の方法で処理されている。

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

（表2-8、図2-9、図2-10）

### (2) し尿の形態別収集量・率

令和2年度のし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが3.4%（うち直営3.1%、委託0.3%）で、許可業者のよるものが96.6%となっている。

（表2-9）

表 2-6 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
総人口	1,407,522	1,415,596	1,425,622	1,436,911	1,441,493	1,449,332	1,456,739	1,464,056	1,468,395	1,473,076	1,478,957	1,483,600
浄化槽人口	492,475	482,259	486,152	494,932	463,361	426,789	443,481	470,185	450,058	449,990	446,810	445,128
公共下水道人口	822,649	844,434	854,525	858,104	884,970	945,009	935,767	917,392	920,295	941,467	943,951	955,093
水洗化人口	1,315,124	1,326,693	1,340,677	1,353,036	1,348,331	1,371,798	1,379,248	1,387,577	1,376,337	1,397,535	1,396,870	1,400,221
非水洗化計画収集人口	92,398	88,739	84,825	83,785	93,073	77,395	77,392	76,389	82,428	75,504	82,050	83,350
非水洗化自家処理人口	104	164	120	90	89	139	99	90	9,630	37	37	29

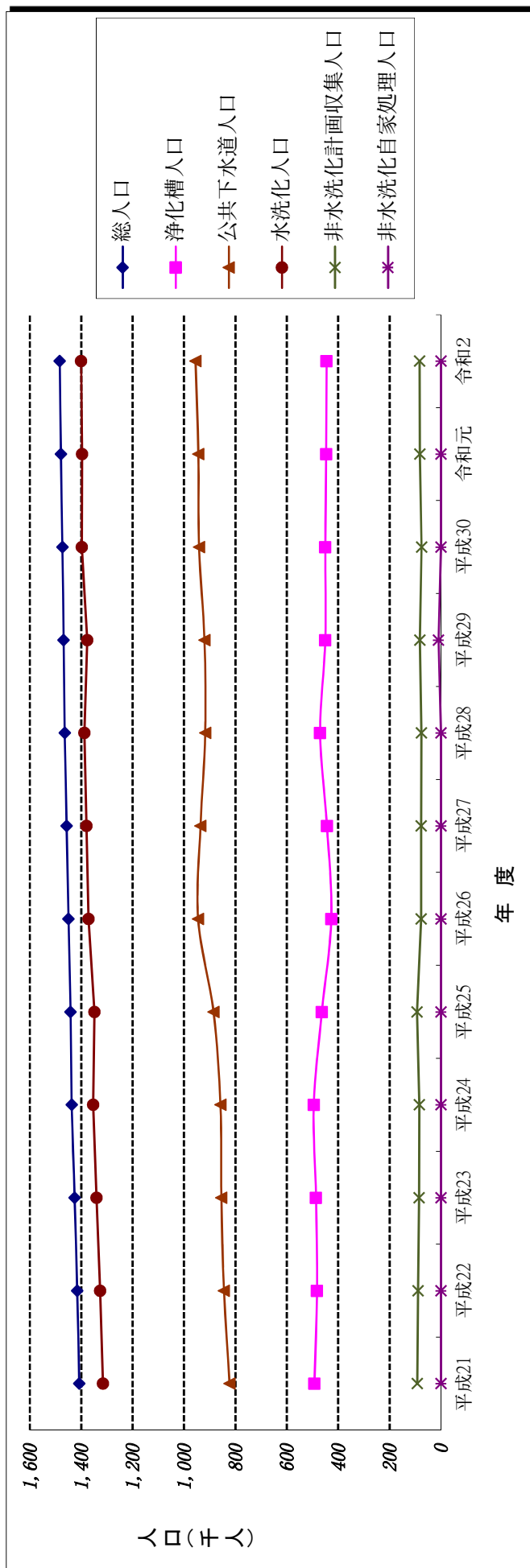
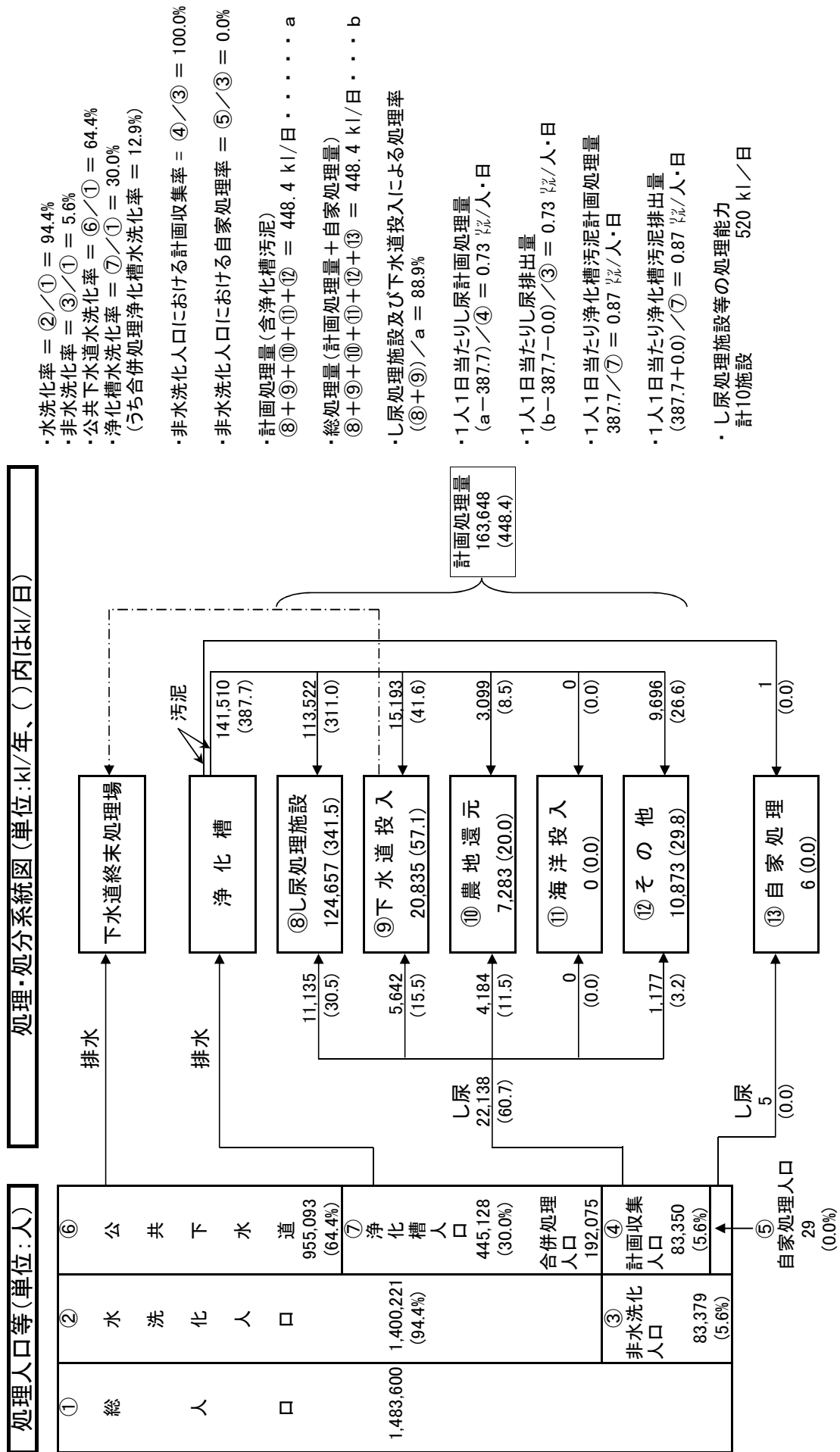


図 2-8 計画処理区域内人口等の推移

表 2-7 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合 計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
平成17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
平成18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%
平成19	86.6	261.6	348.2	5.9	0.0	5.9	354.1	93.6%	100.0%
平成20	83.0	265.9	348.9	2.3	3.4	5.7	354.6	97.3%	98.7%
平成21	78.6	273.1	351.7	0.1	0.0	0.1	351.8	99.1%	100.0%
平成22	68.5	273.3	341.8	0.0	0.0	0.0	341.8	100.0%	100.0%
平成23	87.7	287.5	375.2	0.2	0.1	0.3	375.5	99.8%	100.0%
平成24	70.1	277.1	347.2	0.2	0.1	0.3	347.5	99.7%	100.0%
平成25	76.9	319.5	396.5	0.2	0.1	0.2	396.7	99.8%	100.0%
平成26	72.5	321.5	394.0	0.2	16.2	16.4	410.4	99.7%	95.2%
平成27	56.4	337.8	394.2	0.1	16.6	16.7	410.9	99.8%	95.3%
平成28	55.8	349.5	405.3	0.1	0.1	0.2	405.4	99.8%	100.0%
平成29	48.4	357.2	405.6	7.0	0.1	7.1	412.7	87.4%	100.0%
平成30	58.5	376.0	434.5	6.7	0.0	6.7	441.2	89.7%	100%
令和元	46.6	383.9	430.5	<0.1	<0.1	0.0	430.5	100.0%	100%
令和2	60.7	387.7	448.4	<0.1	<0.1	0.0	448.4	100.0%	100%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)



- ・水洗化率 = ②/① = 94.4%
- ・非水洗化率 = ③/① = 5.6%
- ・公共下水道水洗化率 = ⑥/① = 64.4%
- ・浄化槽水洗化率 = ⑦/① = 30.0%  
(うち合併処理浄化槽水洗化率 = 12.9%)
- ・非水洗化人口における計画収集率 = ④/③ = 100.0%
- ・非水洗化人口における自家処理率 = ⑤/③ = 0.0%
- ・計画処理量(含浄化槽汚泥)  
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ = 448.4 kl/日 . . . . . a
- ・総処理量(計画処理量+自家処理量)  
⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬ = 448.4 kl/日 . . . . . b
- ・し尿処理施設及び下水道投入による処理率  
(⑧+⑨)/a = 88.9%
- ・1人1日当たりし尿計画処理量  
(a-387.7)/④ = 0.73 人/人・日
- ・1人1日当たりし尿排出量  
(b-387.7-0.0)/③ = 0.73 人/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量  
387.7/⑦ = 0.87 人/人・日
- ・1人1日当たり浄化槽汚泥排出量  
(387.7+0.0)/⑦ = 0.87 人/人・日
- ・し尿処理施設等の処理能力  
520 kl/日  
計10施設

図 2-9 し尿処理フローシート・し尿処理の状況 (令和2年度)

表 2-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

(単位:kl/日)

年度	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
下水道投入	17.6	18.8	40.7	58.0	36.6	64.2	68.7	65.5	67.2	26.2	61.5	58.1	57.1
し尿処理施設	310.8	312.2	282.8	293.9	279.5	300.8	295.3	299.4	306.0	354.2	332.4	328.3	341.5
農地還元	14.2	14.0	16.0	10.9	11.9	12.6	11.7	10.3	9.5	11.0	10.1	11.7	20.0
海洋投入	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	6.3	6.7	2.8	13.2	19.0	18.8	18.2	18.9	22.5	14.3	30.5	32.5	29.8
自家処理	5.7	0.1	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2411	0.1	0.2	7.1	6.7	0.0	0.0

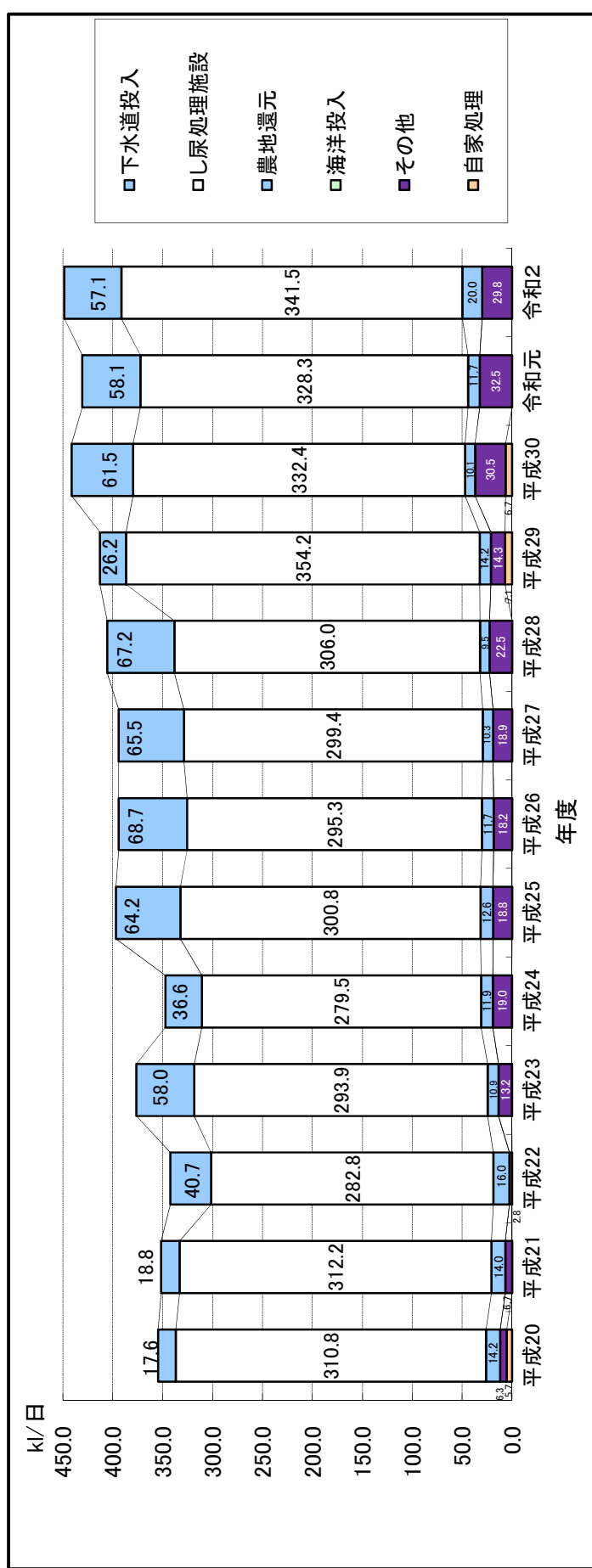


図 2-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

表 2-9 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成20		平成21		平成22		平成23		平成24		
	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	
地方公共団体によるもの		0	0.0%	0	0.0%	3,003	2.4%	353	0.3%	538	0.4%
	委託	1,625	1.3%	1,442	1.1%	2,458	2.0%	1,323	1.0%	7,688	6.1%
許可業者によるもの		123,829	98.7%	126,918	98.9%	119,312	95.6%	129,582	98.7%	118,488	93.5%
計		125,454	100.0%	128,360	100.0%	124,773	100.0%	131,258	100.0%	126,714	100.0%

区分	平成25		平成26		平成27		平成28		平成29		
	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	年度	直営	
地方公共団体によるもの		639	0.4%	1,475	1.1%	1,287	0.9%	2,722	1.8%	4,441	3.0%
	委託	7,085	4.9%	660	0.4%	659	0.5%	366	0.3%	412	0.3%
許可業者によるもの		136,992	94.7%	145,004	98.5%	141,924	98.6%	144,830	97.9%	143,185	96.7%
計		144,716	100.0%	147,139	100.0%	143,870	100.0%	147,918	100.0%	148,038	100.0%

区分	平成30		令和元		令和2		
	年度	直営	年度	直営	年度	直営	
地方公共団体によるもの		5,830	3.7%	6,109	3.9%	5,128	3.1%
	委託	578	0.4%	399	0.3%	420	0.3%
許可業者によるもの		152,192	96.0%	151,065	95.9%	158,100	96.6%
計		158,600	100.0%	157,573	100.0%	163,648	100.0%

注) 収集量には、浄化槽汚泥も含む。

端数は四捨五入により処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

### 3 一般廃棄物処理施設の整備状況

#### (1) ごみ処理施設の整備状況

令和4年3月末現在の整備状況を、表2-10～2-13、図2-11に示す。

ごみ焼却施設が31施設（1,887 t/日）、粗大ごみ処理施設が7施設（134 t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が21施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が31施設整備されている。

ごみ焼却施設は1村が未整備となっている。また、最終処分場は8市町村が未整備となっており、このうち2町村が1施設の整備を計画中である。残る6市村については、焼却灰の溶融スラグ化あるいは民間業者に最終処分を委託するなどにより対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

#### (2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

令和3年度における各市町村のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を、表2-14に示す。

ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果から各施設の年間排出量を算出したところ、県全体では0.63 g-TEQ/年となっている。

平成9年度の年間排出量（10.8 g-TEQ/年）から90%削減するとした沖縄県ごみ処理広域化計画の目標値に対しては、目標年度の平成20年度では89%の削減であったが、その後は目標値を達成し、令和3年度では94.2%の削減となっている。

#### (3) し尿処理施設等の整備状況

令和4年3月末現在の整備状況を、表2-15、図2-12に示す。

し尿処理施設等は11施設（549 kl/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行うことができる汚泥再生処理センターの整備についても検討する必要がある。

表2-10 一般廃棄物焼却施設整備状況

令和4年3月末現在

	実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費	直近着工年月	累計基幹改良等の費用(千円)	備考 (基幹改良等の回数)
		所在地		炉の形態	当初竣工年月	(千円)	直近竣工年月		
本島	1 名護市	名護市	40	機械化パッチ	S51.12	672,700	H18.6	1,057,206	(4回)
		名護市宇字茂佐1710-3	20 t/	8h × 2 基	S52.12		H19.3		
	2 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	12	機械化パッチ	H26.6	2,365,200			
		国頭村宇字嘉1179-416	6 t/	8h × 2 基	H28.6				
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	80	機械化パッチ	H7.9	999,499	H21.4	516,649	(1回)
		本部町字北里182	40 t/	16 × 2 炉	H10.3		H22.3		
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	166	ガス化熔融	H14.2	5,950,707	H27.7	1,091,441	(1回)
		うるま市具志川字栄野比1211-6	83 t/	24h × 2 基	H16.9		H30.3		
	5 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	准連続	H7.2	2,887,221	H29.6	980,658	(2回)
		嘉手納町字久得242-1	35 t/	16h × 2 炉	H10.3		R2.3		
	6 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	309	ガス化熔融	H19.3	10,026,205			
		沖縄市字池原3394番地	103 t/	24h × 3 炉	H22.3				
7 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	40	全連続+灰熔融	H12.12	5,880,000			防衛施設庁予算(当初)灰熔融設備のみ稼働休止	
	中城村字伊舎堂池武当原787外	20 t/	24h × 2 基	H15.5					
8 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	450	全連続+灰熔融	H14.8	16,748,376	H28.7	3,927,806	(1回) H28~R2工事予定	
	南風原町字新川650	150 t/	24h × 3 基	H18.3					
9 浦添市	浦添市	150	全連続+灰熔融	S55.10	2,349,961	H24.3	5,623,396	(4回)	
	浦添市伊奈武瀬1-8-1	75 t/	24h × 2 基	S57.12		H25.3			
10 南部広域行政組合(東部清掃施設組合)	西原町、与那原町、南城市、八重瀬町	98	准連続	S58.4	1,938,501	H29.6	3,409,502	(6回)	
	与那原町字板良敷1612	49 t/	24h × 2 炉	S60.3		H30.11			
11 南部広域行政組合(旧糸満市豊見城市清掃施設組合)	糸満市、豊見城市	200	全連続+灰熔融	H7.12	9,179,278	R2.1	1,413,700	(1回) R1~R2工事予定	
	糸満市字束里74-1	100 t/	24h × 2 炉	H10.3					
12 金武地区消防衛生組合	金武町、宜野座村	32	機械化パッチ	R元.8				防衛庁予算(当初)	
	宜野座村字惣慶1988	16 t/	8h × 2 炉	R2.8					
離島	13 伊江村	伊江村	7	機械化パッチ	H14.10	1,023,000			防衛施設庁予算(当初)
		伊江村字東江上カダ原2788外	7 t/	8h × 1 炉	H16.2				
	14 久米島町	久米島町	20	機械化パッチ	S63.10	504,952	H20.10	626,508	(2回)
		久米島町字阿嘉297-133	10 t/	8h × 2 基	H2.1		H21.5		
	15 渡嘉敷村	渡嘉敷村	4	機械化パッチ	H10.9	686,368	H25.11	313,926	(1回)
		渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t/	8h × 1 炉	H11.7		H26.8		
	16 粟国村	粟国村	3	機械化パッチ	H15.6	645,037			休止
		粟国村草戸原2334	3 t/	8h × 1 炉	H16.3				
	17 渡名喜村	渡名喜村	0.49	ガス化燃焼	H25.11	19,425			
		渡名喜村高田地内	0.49 t/	8h × 1 炉	H25.11				
	18 南大東村	南大東村	3	機械化パッチ	H10.12	534,601	H25.8	299,355	(1回)
		南大東村字池之沢1-1	3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H26.3		
	19 北大東村	北大東村	2	機械化パッチ	H12.12	609,175	H23.8	197,690	(1回)
		北大東村字南211-1	2 t/	8h × 1 炉	H14.3		H24.3		
	20 宮古島市	宮古島市	63	准連続	H25.3	2,211,663			
		宮古島市平良字西仲宗根地内	31.5 t/	16h × 2 基	H28.3				
	21 多良間村	多良間村	3	機械化パッチ	H11.9	566,230	H22.8	299,780	(1回)
		多良間村字仲筋1624-2	3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H23.4		
	22 石垣市	石垣市	120	連続	H7.3	2,829,941	H25.8	761,359	(1回)
		石垣市字平得大俣1273-439	60 t/	24h × 2 炉	H9.10		H29.3		
	23 伊平屋村	伊平屋村	3	機械化パッチ+灰熔融	H16.1	1,284,740			
		伊平屋村字田名3225	3 t/	8h × 1 炉	H17.5				
	24 竹富町	竹富町(波照間島)	0.4	ガス化燃焼	H17.11	36,385			
		竹富町字波照間4969-1	0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5				
	25 竹富町	竹富町(黒島)	0.4	ガス化燃焼	H17.11	37,469			
		竹富町字黒島2601	0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5				
	26 竹富町	竹富町(竹富島)	0.4	ガス化燃焼	H18.9	43,960			
		竹富町字竹富878	0.4 t/	8h × 1 炉	H19.3				
	27 竹富町	竹富町(小浜島)	0.5	ガス化燃焼	H18.9	37,711			
		竹富町字小浜3400-1	0.5 t/	8h × 1 炉	H19.3				
	28 竹富町	竹富町(鳩間島)	0.4	ガス化燃焼	H20.11	49,014			
		竹富町字鳩間地内	0.4 t/	8h × 1 炉	H21.5				
29 竹富町	竹富町(西表島)	1.5	ガス化燃焼	H21.12	100,179				
	竹富町字高那地内	1.5 t/	8h × 1 炉	H23.1					
30 伊是名村	伊是名村	3	機械化パッチ	H22.7	512,598				
	伊是名村字勢理客3630	3 t/	8h × 1 炉	H24.1					
31 与那国町	与那国町	5		R元.10				防衛庁予算(当初)	
	与那国町字与那国4238番地	5 t/	8h × 1 炉	R3.3					
合計		40市町村	1,887 t/日			70,730,095		20,518,976	

※ 基幹改良等=国の補助を受け、焼却施設の改良又は改造によって更新を行うこと。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良等の事業を分けて標記。



表2-11 一般廃棄物最終処分場整備状況

令和4年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積(m <sup>2</sup> )	埋立容量(m <sup>3</sup> )	令和2年度末		総事業費(千円)
						残余容量(m <sup>3</sup> )	残余年数(推計)	
1 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	H20.4	R5.3	15,650	155,000	28,127	18.6	1,436,820
2 恩納村	うるま市、恩納村	H3.5	H30.3	12,300	100,000	33,987	27.0	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	R8.3	25,582	72,400	43,911	90.9	160,734
4 宮古島市(野田最終処分場)	宮古島市	H6.6	R8.3	10,600	81,000	26,369	15.3	893,114
5 名護市	名護市	H7.4	H27.3	20,000	185,000	26,143	29.0	1,148,470
6 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H31.3	38,000	400,000	197,729	30.5	2,738,582
7 宮古島市(川満最終処分場)	宮古島市	H9.3	R3.3	7,000	52,000	6,658	5.4	906,400
8 石垣市	石垣市	H11.2	R6.3	15,200	140,000	4,980	1.0	2,224,183
9 粟国村	粟国村	H11.3	R8.3	6,000	15,000	7,245	1449.0	580,670
10 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	R5.3	3,000	15,000	12,882	159.0	466,917
11 多良間村	多良間村	H14.7	R23.3	3,000	10,000	7,862	82.8	503,214
12 久米島町	久米島町	H16.3	R7.3	5,000	25,000	13,673	13.7	905,829
13 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	H18.4	R8.3	7,200	45,000	30,512	90.8	1,214,621
14 竹富町	竹富町	H18.4	R9.3	4,300	22,000	18,441	98.1	637,539
15 伊是名村	伊是名村	H18.11	R4.3	2,500	11,000	9,929	107.9	416,684
16 与那国町	与那国町	H19.4	R10.3	3,000	11,000	4,892	8.2	711,505
17 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	R14.3	13,000	107,000	53,357	14.4	4,338,657
18 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	H21.4	R7.3	8,800	67,000	55,184	47.5	1,545,206
19 北大東村	北大東村	H21.2	R11.2	901	2,000	908	13.0	291,689
20 南大東村	南大東村	H22.3	R10.3	1,330	4,500	312	3.0	627,430
21 南部広域行政組合	糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町	H30.9	R15.8	7,967	95,778	80,244	13.9	5,700,000
合計	33市町村			210,330	1,615,678	663,345	21.0	28,031,484

表2-12 粗大ごみ処理施設整備状況

令和4年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	総事業費(千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	7	選別	—	H19.3	H22.3	総事業費は、下記同組合のリサイクルプラザに含まれる。
2 浦添市	浦添市	25	破砕	2,349,961	S55.9	S57.12	
3 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
4 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
5 南部広域行政組合(旧糸満市・豊見城市清掃施設組合)	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
6 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
7 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合計	13市町村	134		8,150,309			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破砕と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-13 廃棄物再生利用施設整備状況

令和4年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費(千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 那覇市	那覇市	53 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	H20-H23に拡充整備(総事業費1,286,709千円)
2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
3 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	—	H12.12	H15.5	総事業費は同組合の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	82 t/5h	2,582,873	H19.3	H22.3	
6 宮古島市	宮古島市	—	—	H31.1	R2.3	総事業費は下記リサイクルセンターを含む
小計	10市町村	241 t/日	11,132,734			
1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
3 伊江村	伊江村	1 t/日	—	H14.10	H16.2	総事業費は同村の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
5 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
9 伊是名村	伊是名村	1 t/日	75,470	H22.7	H24.1	
10 宮古島市	宮古島市	11 t/日	3,435,341	H28.9	H30.3	
11 金武地区消防衛生組合	金武町、宜野座村	6.3 t/日	4,665,600	H29.3	R2.9	総事業費には焼却施設が含まれる(防衛省予算)
12 石垣市	石垣市	8.5 t/日	266,530	R2.12	R3.3	
小計	14町村	41 t/日	10,756,839			
1 石垣市	石垣市	576 m <sup>2</sup>	107,520	H9.11	H10.3	
2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m <sup>2</sup>	49,936	H10.10	H11.3	
3 糸満市	糸満市	631 m <sup>2</sup>	104,749	H11.11	H12.3	
4 南部広域行政組合(旧島尻消防清掃組合)	南城市、八重瀬町	612 m <sup>2</sup>	145,569	H12.3	H12.8	
5 多良間村	多良間村	234 m <sup>2</sup>	54,295	H13.8	H14.3	
6 北大東村	北大東村	150 m <sup>2</sup>	46,515	H14.4	H14.8	
7 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	450 m <sup>2</sup>	81,375	H16.10	H18.3	
8 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m <sup>2</sup>	265,900	H18.2	H19.1	
9 中部北環境施設組合(うるま市宇栄野比地内)	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	186,060	H19.8	H20.3	
10 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	1700 m <sup>2</sup>	273,803	H21.6	H22.1	
11 中部北環境施設組合(うるま市石川伊波地内)	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	199,448	H21.7	H22.3	
12 那覇市	那覇市	300 m <sup>2</sup>	33,942	H21.10	H23.2	
13 中部北環境施設組合(うるま市勝連内間地内)	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	194,355	H23.7	H24.3	
小計	18市町村	5,903 m <sup>2</sup>	1,743,467			
合計	30市町村		23,633,040			

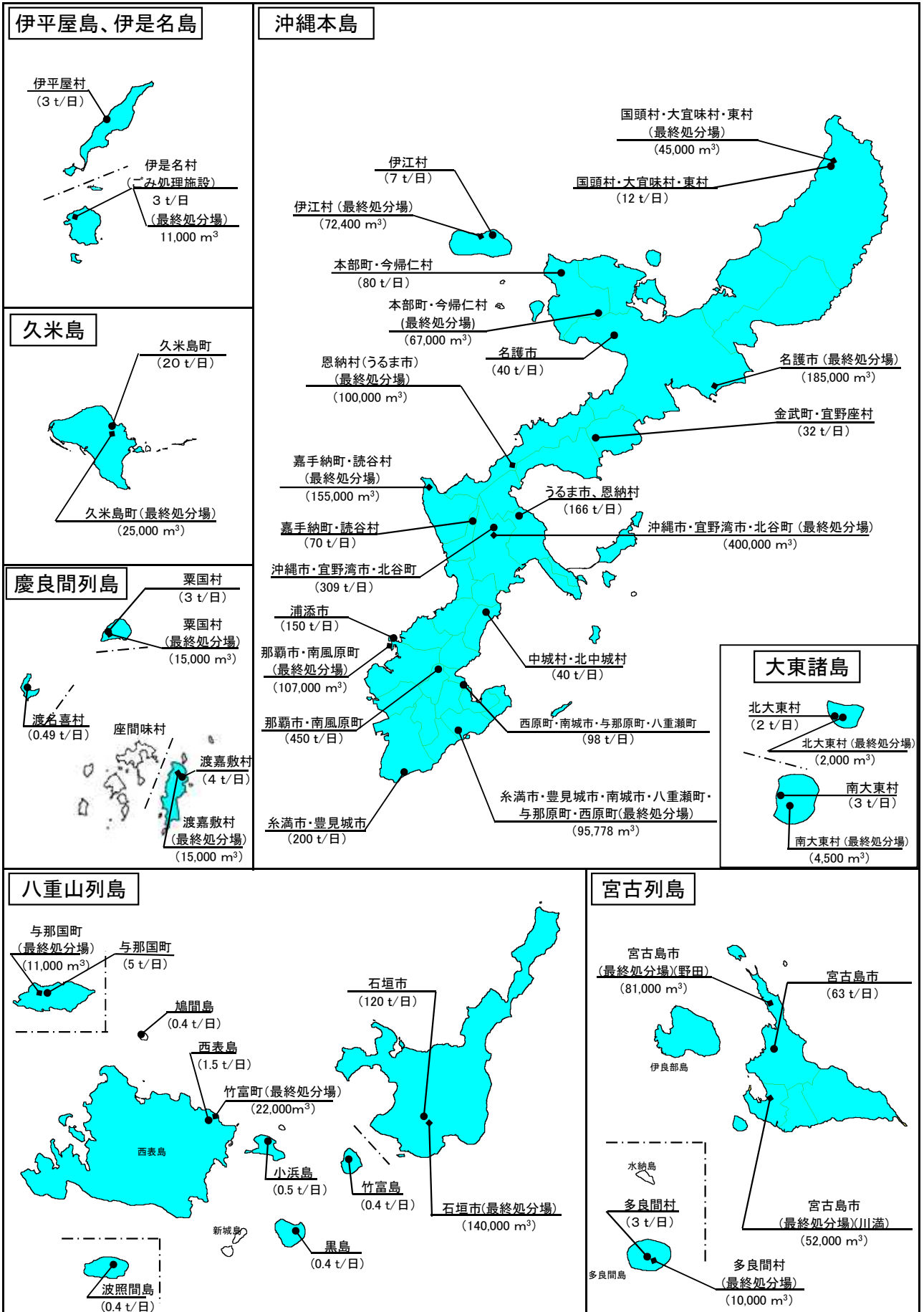


図2-11 ごみ処理施設整備状況(令和4年3月末現在)

表2-14 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

令和3年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			年間排出量 (g-TEQ/年)
			炉番号	測定値	基準値	
沖縄本島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.027	5	0.0038
			2号炉	0.021		0.0031
			溶融炉	休止中	5	0
	名護市	名護市環境センター	共通	0.094	5	0.008
			1号炉	0.094		0.004
			2号炉	0.094		0.004
	倉浜衛生施設組合	エコトピア池原	1号炉	0.003	0.1	0.00042
			2号炉	0.001		0.00024
			3号炉	0.0024		0.00017
	南部広域行政組合	東部環境美化センター	1号炉	0.024	5	0.0020363
			2号炉	0.034		0.00476
	南部広域行政組合	糸豊環境美化センター	1号炉	0.00026	1	0.00007
			2号炉	0.43		0.101
	本部町今帰仁村清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.32	5	0.0095
			2号炉	0.77		0.019
	中城村北中城村清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.00014	5	0.0002444
			2号炉	0.00012		0.0002362
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	1号炉	0.0046	1	0.000272
			2号炉	0.0063		0.00041
	国頭地区行政事務組合	やんばる環境センター	1号炉	0.98	5	0.0165
2号炉			0.88	0.0158		
比謝川行政事務組合	環境美化センター	1号炉	0.53	5	0.083	
		2号炉	0.2		0.032	
中部北環境施設組合	美島環境クリーンセンター	1号炉	0.0071	1	0.0213	
		2号炉	0.039		0.10739	
那覇市・南風原町環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.0013	0.1	0.00027	
		2号炉	0.000037		0.000007	
		3号炉	0.00000022		0.000000	
		溶融1号炉	0.00013	5	0.0000009	
		溶融2号炉	0.0002		0.00000078	
本島周辺離島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.045	5	0.0083
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	2.3	10	0.0058
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	休止中	5	0
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	0.79	5	0.0201
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	1.8	5	0.013
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	0.74	5	0.0039
	伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	1号炉	0.051	5	0.0002
	久米島町	久米島クリーンセンター	1号炉	0.38	10	0.0364
2号炉			0.83	10	0.1028	
宮古	宮古島市	宮古島市クリーンセンター	1号炉	0.065	5	0.003181
			2号炉	0.04		0.00208
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	1.8	5	0.0036
八重山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.0220	5	0.0010
			2号炉	0.017		0.0008
	竹富町	西表小型焼却炉施設	1号炉	0.062	5	0.00012553
			1号炉	0.066	5	0.0000388
			1号炉	0.042	5	0.000044
			1号炉	0.0016	5	0.000002
			1号炉	0.0027	5	0.0000029
鳩間小型焼却炉施設	1号炉	1.0	5	0.000113		
与那国町	与那国町ごみ焼却施設	1号炉	0.013	5	0.0000002	
<b>年間排出量合計</b>					<b>0.63</b>	

注1 座間味村については、焼却施設なし。  
 注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したことを示す。  
 注3 測定値は、令和3年度の測定結果。  
 注4 ダイオキシン類の毒性等価計数は、WHO-TEF(2006)を適用した。  
 注5 複数炉を有する平成20年4月1日前に設置された施設のダイオキシン類濃度基準値については、平成21年3月12日付け文保第767号環境保全課長通知に基づき、当分の間、各焼却炉の焼却能力の合計によらず、各焼却炉の能力に応じて基準を適用する。  
 注6 粟国村ごみ焼却施設については基準値超過が確認されたため、H27年10月以降休止。

表2-15 し尿処理施設等の整備状況

令和4年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/ 日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	令和2年 度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	15,908
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	17,291
3 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	〃	579,180	昭49. 9	昭50. 6	8,408
4 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	〃	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	8,167
5 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、恩納村(事業所 分)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	24,262
6 南部広域行政組合 (旧糸満市豊見城市清掃施設組合)	糸満市、豊見城市	65	〃	998,496	昭55. 12	昭57. 3	14,311
7 南部広域行政組合 (旧島尻消防清掃組合)	八重瀬町 ※H26. 12から八重瀬町のみ	34	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	12,552
8 南部広域行政組合 (旧東部清掃施設組合)	与那原町、西原町、南城市、 南風原町、中城村、北中城 村	107	固液分離・ 希釈方式	1,263,134	平24. 12	平26. 12	19,790
9 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57. 11	昭58. 3	340
10 北大東村	北大東村	1	好消	319,572	平27. 7	平28. 9	—
11 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	29	前脱水・ 希釈方式	1,632,983	令和2. 6	令和4. 3	—
合 計	25	549		8,109,488			121,029

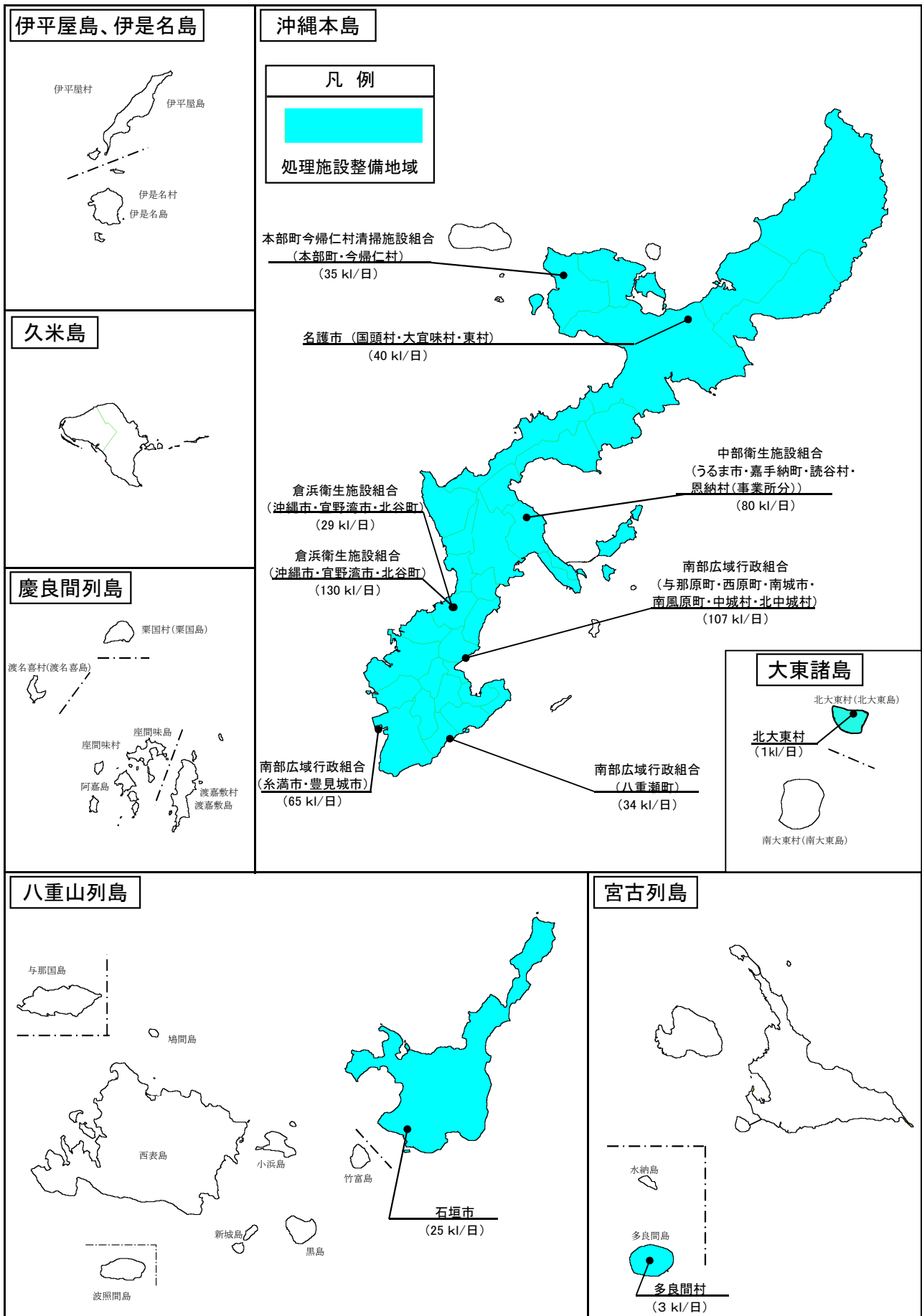


図2-12 し尿処理施設等の整備状況（令和4年3月末現在）

## 4 浄化槽

### (1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

令和2年度までに、県内に設置された浄化槽は88,897基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は38.0%（33,802基）となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

なお、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられている。

表2-16 累積浄化槽設置基数の推移

年度 種別	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
単独処理浄化槽 (%)	67,153 (81.2)	61,484 (75.8)	60,904 (71.9)	51,526 (68.0)	59,139 (69.7)	53,822 (66.4)	54,348 (64.9)	55,550 (64.4)	55,328 (63.0)	55,095 (62.0)
合併処理浄化槽 (%)	15,569 (18.8)	19,616 (24.2)	23,748 (28.1)	24,298 (32.0)	25,740 (30.3)	27,234 (33.6)	29,418 (35.1)	30,657 (35.6)	32,452 (37.0)	33,802 (38.0)
合計	82,722	81,100	84,652	75,824	84,879	81,056	83,766	86,207	87,780	88,897

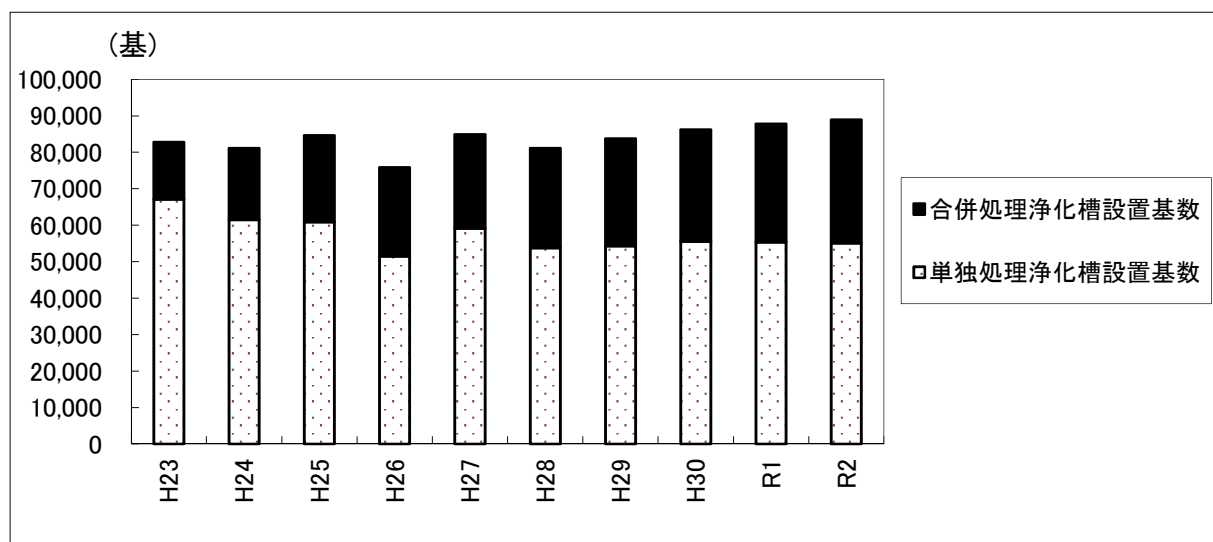


図2-13 合併処理浄化槽設置基数及び単独処理浄化槽設置基数の推移

### (2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年1回の水質検査（11条検査）を受けなければならない。

本県においては、令和2年度実績で、7条検査の実施率は100%（全国平均96.8%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率8.4%（全国平均45.7%）と低い実施率となっている。

表 2-17 法定検査実施率

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
沖縄	7条検査(%)	95.1	93.5	97.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	11条検査(%)	7.1	6.9	7.2	8.0	7.3	13.7	13.1	7.8	8.4
全国	7条検査(%)	91.0	90.4	93.8	92.5	94.5	94.5	94.4	94.4	96.8
	11条検査(%)	33.4	36.3	37.9	39.4	40.3	41.8	43.1	43.8	45.7

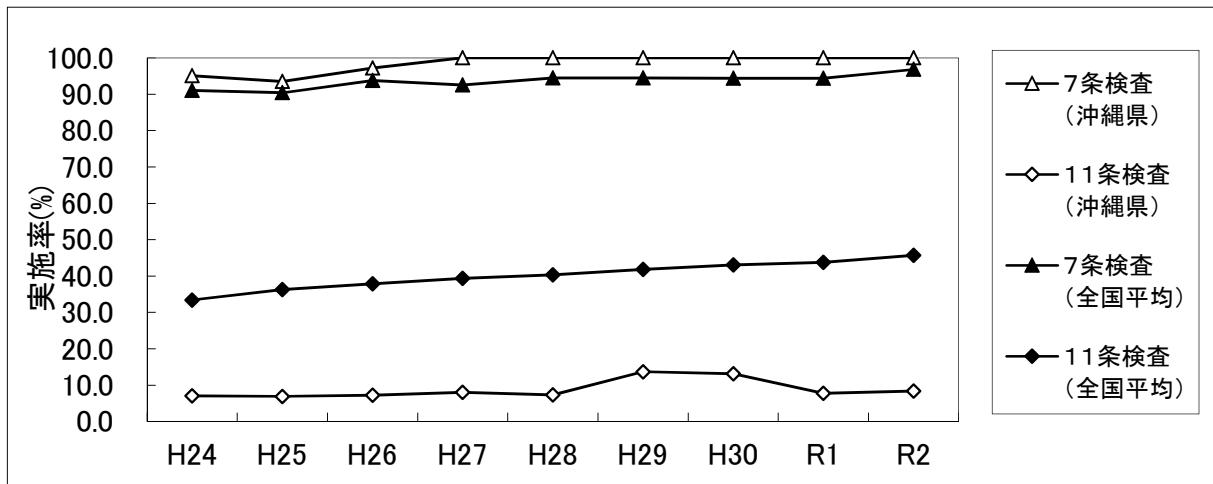


図 2-14 法定検査実施率

### (3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成25年度までに1,206基が同事業により設置された。

なお、平成25年度をもって浄化槽交付金の県費補助に係る事業は終了した。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っている。

(4) 浄化槽法関連指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表 2-18 浄化槽法関連指導状況(平成2年4月1日~令和3年3月31日)

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者
0	474	51	0	0	0	3	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
3	0	0

浄化槽法第12条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
27	0	0

注1)平成18年2月1日の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 また は 条 例 関 係 <sup>注2)</sup>									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関
25	0	0	0	0	54	24	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。



## 5 容器包装リサイクル法

### (1) 分別収集計画策定状況

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）に基づき、市町村は、容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたって、3年毎に分別収集計画を定める必要がある。

令和4年度に41市町村が令和5年度を始期とする「第10期市町村分別収集計画」を策定した。

沖縄県では、市町村の分別収集計画の策定を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、令和4年8月に「第10期沖縄県分別収集促進計画」を策定した。

**表2-19 第10期沖縄県分別収集計画の概要**

#### 19-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	41	市町村数	41	計画策定率	100%
--------------	----	------	----	-------	------

#### 19-(2) 分別基準適合物及び法第2条6項指定物の分別収集取組予定市町村

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラスビン	30	30	30	30	30
茶色ガラスビン	32	32	32	32	32
その他ガラスビン	36	36	36	36	36
その他紙	0	0	0	0	0
ペットボトル	41	41	41	41	41
その他プラスチック	8	7	7	7	7
（うち白色トレイ）	4	4	4	4	4
スチール缶	41	41	41	41	41
アルミ缶	41	41	41	41	41
紙パック	20	20	20	20	20
段ボール	28	28	28	28	28

#### 19-(3) 容器包装廃棄物見込量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物見込量	33,079.0	32,496.3	32,716.6	32,908.7	33,101.4

19-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量分別収集状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
無色ガラスビン	3,612.9	3,622.9	3,633.2	3,643.4	3,650.5
茶色ガラスビン	2,693.9	2,700.5	2,709.4	2,719.0	2,721.7
その他ガラスビン	4,662.2	4,676.9	4,694.0	4,711.8	4,725.0
その他紙	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ペットボトル	6,225.6	6,293.6	6,360.0	6,427.8	6,491.8
その他プラスチック	1,175.0	382.0	383.0	384.0	385.0
(うち白色トレイ)	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0
スチール缶	3,104.3	3,112.5	3,125.1	3,131.8	3,140.0
アルミ缶	1,182.5	1,208.5	1,236.5	1,264.6	1,290.6
紙パック	76.9	76.8	76.7	76.8	77.7
段ボール	6,372.5	6,414.6	6,462.9	6,500.5	6,534.2

(2) 分別収集状況

令和2年度は、第9期分別収集計画に基づき、40市町村で分別収集が実施された。

表2-20 容器包装廃棄物分別収集実績(年度別) (単位: t)

区分	種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
特定分別 基準適合物	無色ガラス	4,253	4,016	4,208	4,320	4,263	4,238	4,094	3,493
	茶色ガラス	3,417	3,107	3,131	3,232	3,069	2,946	2,863	2,523
	その他ガラス	4,155	4,755	4,814	4,404	4,384	4,469	4,500	4,874
	ペットボトル	4,016	3,399	4,277	4,749	5,024	5,467	5,776	5,934
	その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	1,052	1,092	1,115	1,137	1,189	724	1,181	1,104
小計		16,533	16,893	16,369	14,638	17,842	17,929	17,844	17,928
法第2条第 6項指定物	スチール缶	3,388	3,320	3,405	3,640	3,056	2,939	3,013	3,287
	アルミ缶	500	569	656	735	734	724	892	1,126
	紙パック	85	91	91	107	76	105	79	79
	段ボール	4,574	4,780	4,789	4,682	4,982	4,647	4,119	6,342
小計		8,792	8,547	8,760	8,941	9,164	8,848	8,415	10,834
合計		25,325	25,440	25,129	26,486	27,006	26,777	26,259	28,762

※その他紙、その他プラは平成12年度から容器包装リサイクル法の対象となったものである。

## 6 自動車リサイクル法

### (1) 自動車リサイクル法の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）は平成14年に公布され、拡大生産者責任の考え方にに基づき、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。自動車所有者がリサイクル料金を預託し、自動車製造業者や使用済自動車の適正処理を行う関連事業者等の役割分担を定めており、平成17年1月1日に本格施行された。（図2-15）

県では、使用済自動車のリサイクル・適正処理が実施されるよう、事業者の申請に基づき、法の基準に適合しているか審査し、引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破碎業の許可など登録・許可業務及び指導等を行っている。

本県の自動車リサイクル法に基づく登録・許可件数は、令和4年3月末時点で、引取業391件、フロン回収業160件、解体業140件、破碎業17件となっている。

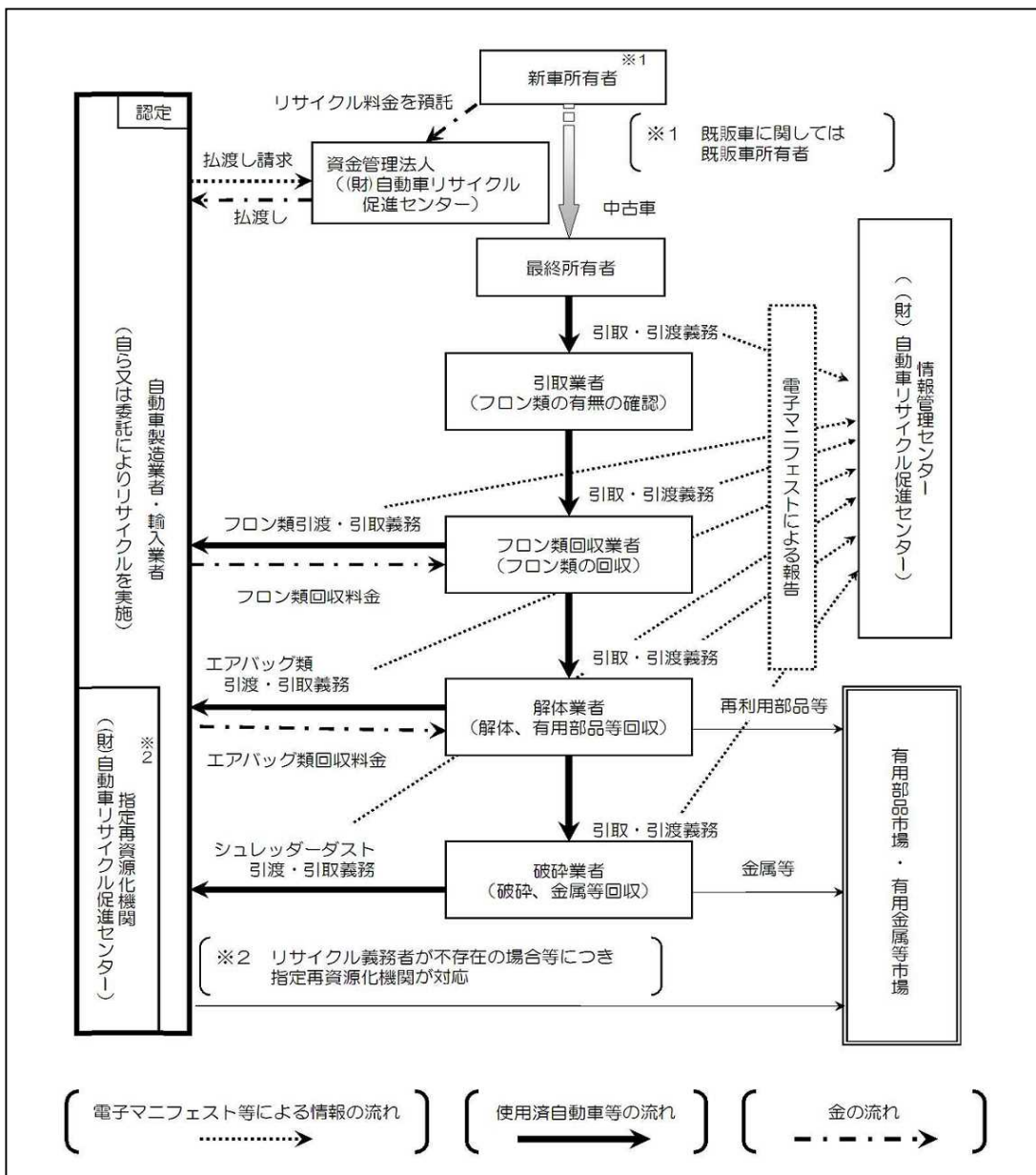


図2-15 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

## (2) 使用済自動車等の処理の状況

令和3年4月から令和4年3月までの引き取られた台数は、77,489台となり、前年度に比べて、約3.8%増加している。

廃自動車の大部分は最終的に破砕されるが、解体後に輸出されるケースや、電炉・転炉業者へ引き渡されるケースが若干数みられる。(図2-16)

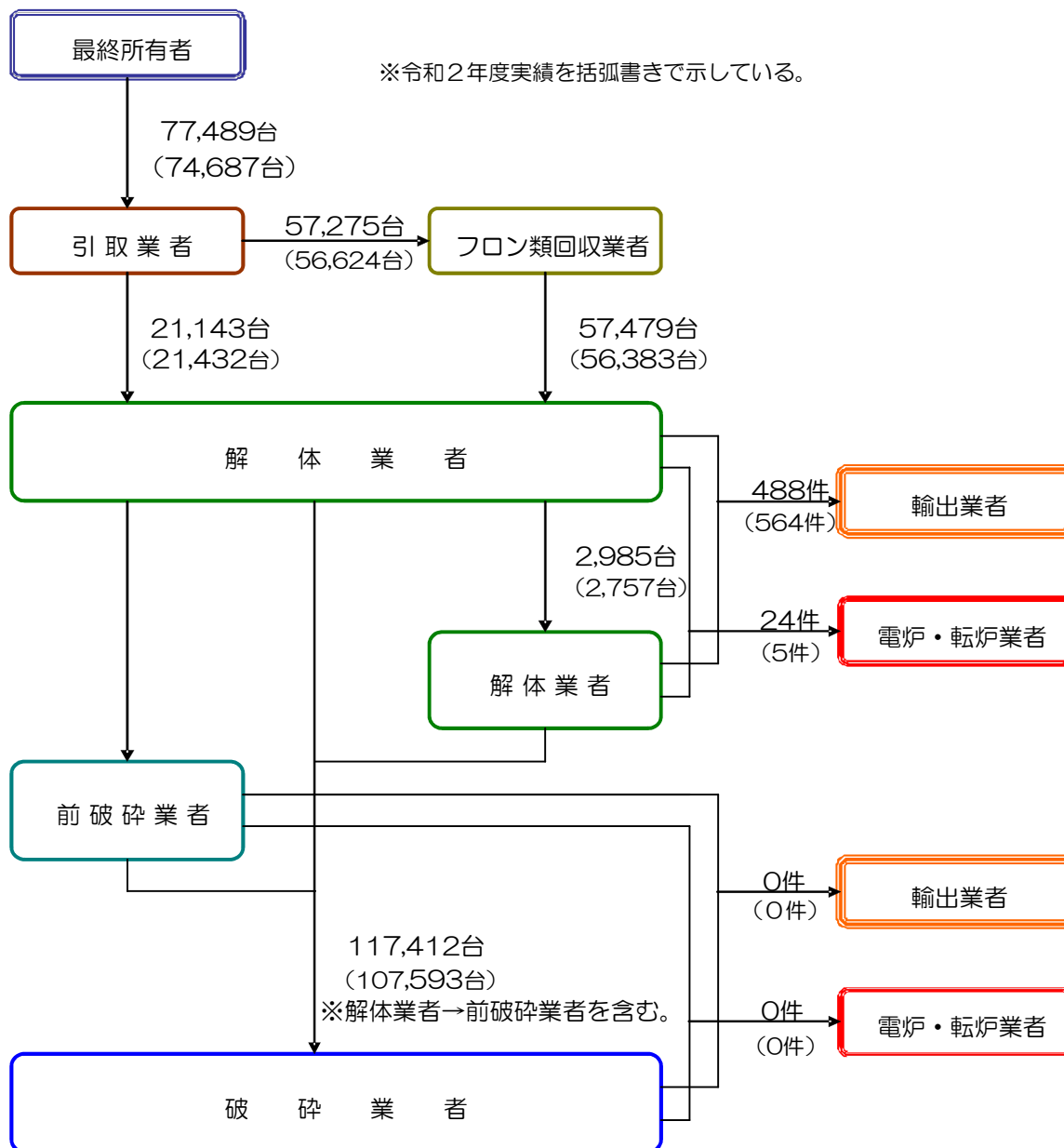


図2-16 令和3年度使用済自動車処理実績

## 7 海岸漂着物等の状況

海岸漂着物等とは、海岸に漂着したごみ及び海岸に散乱しているごみのことであり、平成29～30年度の海岸踏査において全地域合計で6,871 m<sup>3</sup>が確認されている。地域別では八重山諸島が最も多く3,468 m<sup>3</sup>、ついで沖縄本島周辺離島1,402 m<sup>3</sup>、宮古諸島1,052 m<sup>3</sup>、沖縄本島949 m<sup>3</sup>となっている（図2-17）。

種類別にみた場合、ペットボトル、漁業用ブイ、その他プラスチック類、発泡スチロールといった、風の影響を強く受けるごみが大半を占めている（図2-18）。

ペットボトルの生産は中国製が51%と最も多く、韓国、台湾等を合わせた海外由来のペットボトルが64%を占めている（図2-19）。

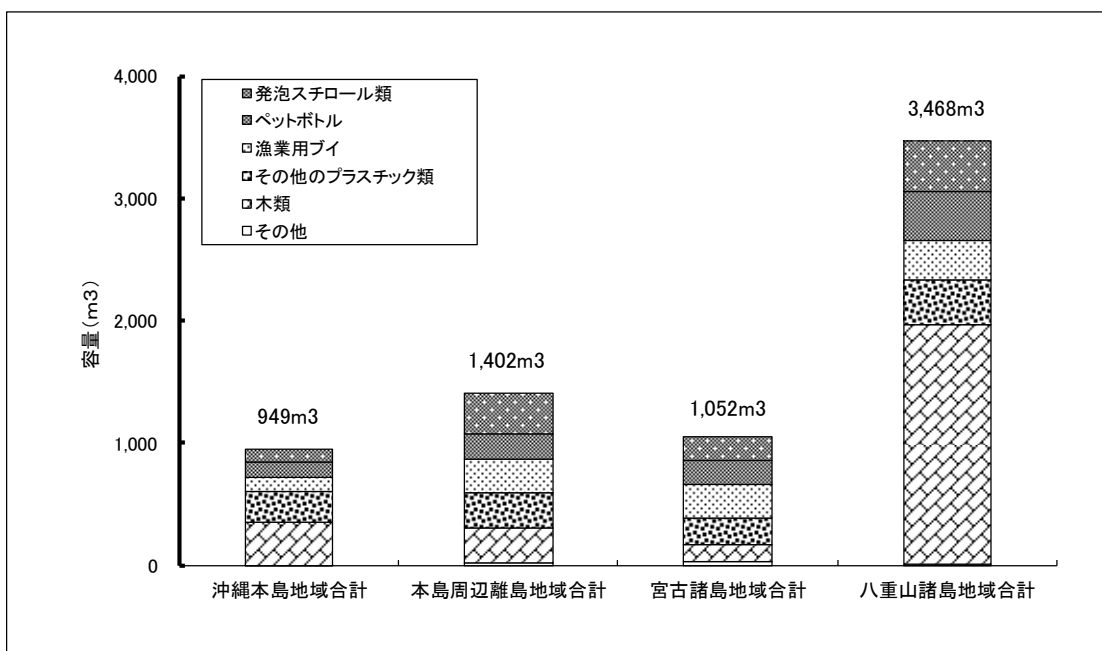


図2-17 地域別漂着ごみ量 (平成29～30年度現存量)

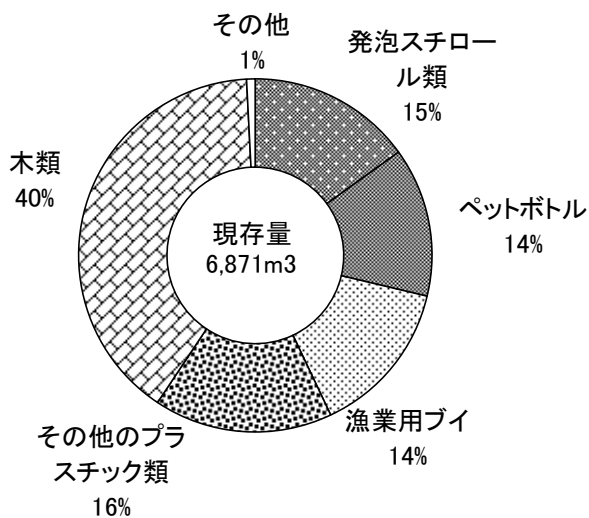


図2-18 種類別割合

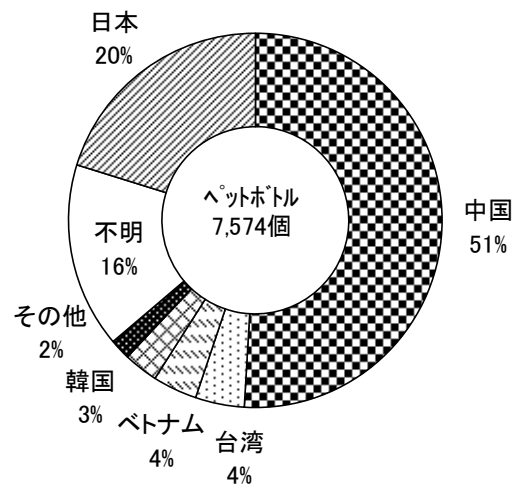


図2-19 生産国別割合

